

平成30年11月15日
於
府中市立教育センター

平成30年第11回

府中市教育委員会定例会議事録

府中市教育委員会

平成30年第11回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 平成30年11月15日(木)
午後2時00分
閉 会 平成30年11月15日(木)
午後3時00分
- 2 議事録署名員
教育長 浅 沼 昭 夫
委 員 那 須 雅 美
- 3 出席者
教育長 浅 沼 昭 夫 委 員 崎 山 弘
委 員 齋 藤 裕 吉 委 員 那 須 雅 美
委 員 松 田 努
- 4 欠席者
なし
- 5 出席説明員
教育部長 関 根 昌 一 文化スポーツ部長 五味田 公 子
教育部次長兼学務保健課長 堀 江 幸 雄 文化スポーツ部次長兼スポーツ振興課長
教育部副参事兼指導室長 伊 藤 聡 文化生涯学習課長 古 田 実
教育総務課長 佐々木 和 哉 ふるさと文化財課長 江 口 桂
教育総務課長補佐 遠 藤 公巳明 ふるさと文化財課長補佐 大 川 享
学校施設課長 山 田 英 紀 市史編纂担当主幹 英 太 郎
学校施設課長補佐 藤 原 英 行 スポーツ振興課長補佐 青 木 達 也
給食センター所長 時 田 浩 一 図書館長補佐 青 木 眞 輝
指導室長補佐 鈴 木 正 憲 美術館副館長 相 馬 修 央
統括指導主事 田 村 貴代美 美術館副館長補佐 志 賀 秀 孝
統括指導主事 吉 田 周 平
指導主事 國 廣 淨 和
指導主事 蓮 沼 喜 春
指導主事 田 中 繁 広
指導主事 進 藤 智 洋
- 6 教育委員会事務局出席者
教育総務課係長 矢 島 彩 子
教育総務課主任 元 村 考 呂

議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第53号議案

府中市立ふるさと府中歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

第4 報告・連絡

- (1) 府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申について
- (2) 郷土の森博物館プラネタリウムの番組及び天文イベントについて
- (3) 「府中市史編さんだより」第6号の発行について
- (4) 寄附の採納について
- (5) 第72回府中駅伝競走大会の開催について

第5 その他

第6 教育長報告

第7 教育委員報告

午後2時00分開会

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまより、平成30年第11回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の議事録署名員は、私のほか那須委員にお願いいたします。

◇

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

◇

◎傍聴許可

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 傍聴の方に申しあげます。本日の報告連絡の資料1につきまして、手続き未了のため資料を一部省略して配布しておりますので、ご承知おきください。

◇

◎第53号議案 府中市立ふるさと府中歴史館条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第3、第53号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（浅沼昭夫君） 説明をお願いします。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） ただいま議題となりました第53号議案「府中市立ふるさと府中歴史館条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申しあげます。

本案につきましては、国史跡武蔵国府跡国司館跡地区遺構保存展示施設（以下「国司館跡地区施設」と言います。）を設置し、その管理及び運営について定めた府中市立ふるさと府中歴史館条例の改正議案が議決されたことに伴い、条例施行規則においても一部改正の必要性が生じたことから所要の改正を行うものです。

恐れ入りますが、議案書を4枚おめくりいただき、新旧対照表にて改正内容をご説明させていただきます。新旧対照表の1ページ、2ページをお開きください。

第7条の次に、第8条として「使用の申込み」について定めた1条を加え、第1項において、国司館跡地区施設を使用しようとする者は、国司館跡地区施設使用（新規・変更）申請書を教育委員会に提出しなければならないことについて定め、第2項において、前項に規定する使用の許可の申請は、原則として使用日の1年前から使用日の7日前までに行うことを定めます。

改正後の第8条の次に、第9条として「使用の許可」について定めた1条を加え、教育委員会は、改正後の第8条第1項の規定による申込みについて、使用を許可することに決定したときは国司館跡地区施設使用（新規・変更）許可通知書を、許可しないことに決定したときは国司館跡地区施設使用（新規・変更）不許可通知書を申請者に通知することを定めます。

改正後の第9条の次に、第10条として「許可の取消し等の通知」について定めた1条を加え、教育委員会は、国司館跡地区施設の使用条件を変更し、または使用許可を取り消すときは、国司館跡地区施設使用許可変更・取消通知書により使用者に通知することを定めます。

改正後の第10条の次に、第11条として「使用取消し等の申込み」について定めた1条を加え、使用者が国司館跡地区施設の使用を変更し、または取り消そうとするときは、変更等を記載した新規の国司館跡地区施設使用（新規・変更）申請書を教育委員会に提出しなければならないことについて定めます。

改正後の第11条の次に、第12条として「特別の設備等の申込み」について定めた1条を加え、国司館跡地区施設を使用する者が特別の設備をし、又は附属する器具以外の器具を使用しようとするときは、国司館跡地区施設使用（新規・変更）申請書にその内容を記載し、教育委員会に提出し、許可を受けなければならないことを定めます。

条文の追加に伴い、第8条を第13条に繰り下げます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページをお願いいたします。改正後の第8条関係にかかわる第4号様式として、国司館跡地区施設使用（新規・変更）申請書の様式を加えます。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお願いいたします。改正後の第9条関係にかかわる第5号様式として、国司館跡地区施設使用（新規・変更）許可通知書の様式を加えます。

続いて、恐れ入りますが、7ページ、8ページをお願いいたします。同じく改正後の第9条関係にかかわる第6号様式として、国司館跡地区施設使用（新規・変更）不許可通知書の様式を加えます。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお願いいたします。改正後の第10条関係にかかわる第7号様式として、国司館跡地区施設使用許可変更・取消通知書の様式を加えます。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをお願いいたします。最後に、付則でございますが、施行期日について定めるもので、平成30年11月25日に施行するものいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育長（浅沼昭夫君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

ご意見はございますか。

○委員（那須雅美君） 第11条で使用者が使用を変更または取り消そうとするときに使うのは、この第4号様式ということでよろしいですか。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） そのとおりでございます。

○委員（那須雅美君） それでは、実際、1回許可を受けました。でも、やっぱり許可を取り下げますというときはどのように記入するのでしょうか。記入例があればよくわかったのですが、1回申請したまま、やっぱりやめますよということは、変更のほうに○をして、どこをどのように訂正、書き込めばそれで認められるのかなと思いました。取り消す場合のことについて、この様式で事が足りているのかどうかを確認したいです。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） 実際の運用のときには記入例等をご用意させていただくようにいたしますが、この変更の様式を使っていただきまして取り消しということ

で、特記事項等に取り消しということを書き入し、提出いただくように考えてございます。

○委員（那須雅美君） ありがとうございます。特記事項に取り消すということを書くということですね。わかりました。

もう1つ確認させていただきたいのですけれども、今のこの議案に関してよりも、そのもう1つ前かもしれませんけれども、使用の目的というのは何かこの使用の内容により限定されるのかということを確認させていただきたいのと、現状仮の利用が始まっていると思うのですけれども、東京競馬場などで競馬が開催されたときの利用状況、ごみの散乱であるとか、何か困った状況が発生しているようなことがあれば教えていただけますでしょうか。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） まず、使用の目的とかの内容についてでございますが、あくまでも国の史跡でございますので、郷土の歴史ですとか、そういった文化にかかわることになんだ内容、例えば、くらやみ祭りの関係ですとか、そういった郷土の行事にかかわるようなものでの使用を想定してございます。

2つ目の東京競馬場開催時等の利用の状況でございますが、特にごみ等が散乱するようなこともなく、国の史跡ということをご理解いただけているのか、とてもきれいにご利用いただいております。

○委員（那須雅美君） ありがとうございます。よくわかりました。

○教育長（浅沼昭夫君） では、ただいまはご質問ということで。ご意見も含めまして、ほかにもございますか。よろしいですか。

それではお諮りします。第53号議案「府中市立ふるさと府中歴史館条例施行規則の一部を改正する規則」について、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（浅沼昭夫君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申について

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、日程第4、報告・連絡ですが、報告・連絡（1）を学校施設課、お願いします。

○学校施設課長（山田英紀君） それでは、「府中市学校施設老朽化対策推進協議会答申について」、お手元の資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

教育委員会定例会資料1をご覧ください。初めに、1の「趣旨」につきましては、平成29年7月に教育委員会から府中市学校施設老朽化対策推進協議会（以下、「協議会」という）へ諮問したことについて、平成30年9月28日に協議会から答申が提出されましたので報告するものでございます。

次に、2の「諮問事項」は、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案の作成についてでございます。

続きまして、3の「内容」でございますが、諮問を受けた協議会において9回の審議を行い、別紙1及び2のとおり、答申として府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案（以下、計画素案といいます。）を作成していただきました。

それでは、別紙1をご覧ください。別紙1は答申の際に提出されたかがみ文となりまして、1に記載のとおり、協議会では、計画素案を取りまとめて提出いただいております。その計

画素案は、本日、別紙2として配付をさせていただいております。

次に、2から5の内容は、教育委員会に対し、今後の老朽化対策を進めるにあたっての配慮事項が記載されております。

教育委員会資料1へお戻りください。それでは、答申の内容についてご説明させていただきますが、3の(1)本計画の策定と目的から、3ページの(6)計画的運用の方針まで記載しておりますが、当該項目につきましては、別紙2の計画素案の本文に基づき、第1章から第6章までについて順を追ってご説明をさせていただきます。

それでは、別紙2の計画素案をご覧ください。

恐れ入りますが、計画素案の4ページをご覧ください。第1章、本計画策定の背景と目的では、5ページで、背景として、本市の学校施設は建築後40年以上が経過し、一斉に老朽化を迎えることから、計画的に老朽化対策を実施する必要があることとしております。

次に、6ページの目的でございますが、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施するため、本計画では老朽化対策に関する中長期的なスケジュールや費用、基本的な考え方を定めることとしております。また、計画期間は、平成32(2020)年度から平成62(2050)年度までの31年間としております。

8ページをご覧ください。第2章、本計画の位置づけでは、初めに、9ページで、本計画に関連する他の計画についての体系図を用いて示しております。10ページから12ページでは、学校施設に関連する計画として、各計画との関係性を整理しております。

次に、13ページをご覧ください。第3章、学校施設の現状と課題では、14ページから18ページにかけて、以前教育委員会でも報告させていただきましたが、学校施設の保有状況や各学校施設の1人当たりの校地、運動場、校舎等の面積、公共施設全体に占める学校施設の割合などをまとめております。

19ページをご覧ください。3の学校施設の老朽化における現状と課題でございますが、こちらは19ページから22ページにかけて、学校施設の築年数や劣化状況について現状を示すとともに、課題については築年数及び構造躯体や意匠、設備の劣化状況を総合的に評価し、計画的な老朽化対策が必要であることとしております。

次に、23ページをご覧ください。4の児童・生徒の教育環境における現状と課題でございますが、こちらは24ページから35ページにかけては、こちらも以前ご説明させていただきましたが、児童・生徒数の増減や校舎、校地面積についての現状と他自治体との比較のほか、校舎の状況等について現状を示すとともに、課題としましては、児童・生徒数の増減に対して柔軟に対応できる学校施設の整備を行う必要があることや、大規模化や小規模化が進んだ場合には学校規模の適正化を図っていく必要があること、公立学校としての性質を鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があることとしております。

次に、36ページをご覧ください。5の新たな教育ニーズへの取組の現状と課題でございますが、36ページから42ページにかけて、特別支援教育や小中連携・一貫教育制度、ICT教育について現状を示すとともに、課題として、特別支援教育、小中連携・一貫教育制度、ICT教育の今後の動向を踏まえた学校施設の整備を行っていく必要があることとしております。

次に、43ページをご覧ください。6の地域拠点としての学校施設の現状と課題ござい

ますが、43ページから50ページにかけて、一次避難所や学校施設の地域開放、学校施設の複合化について現状を示すとともに、課題として、一次避難所として高齢者や要援護者へ配慮することや、さらなる地域開放の拡充に向けセキュリティ確保に配慮し、地域開放範囲の拡大を図ること、放課後子ども教室や学童クラブでは敷地内に取り込む必要があることとしております。

次に、51ページをご覧ください。第4章、本市の老朽化対策の進め方では、52ページから75ページまで、老朽化対策をどのように進めていくかが示されております。

53ページから55ページにかけては、学校施設の老朽化に対する整備順序におけるグループ分けを示しております。

62ページから、本市の老朽化対策の考え方では、グループ分けを行った第1グループでは、当面は改築を基本として検討を行うこととしており、それ以降は、本計画を見直す中でさまざまな老朽化対策の手法を検討していくこととしております。また、建築年数の浅い重層体育館及び武道場については当面は改築は行わず、予防保全、大規模改修等を行いながら、維持していくこととしております。

65ページからの教育環境の充実を図ることについては、学校の適正規模、適正配置についても示しており、今後、児童・生徒数が減少してきた場合には、統廃合も含めた学校規模の適正化についても検討することとしております。

67ページでは、各学校では地域の伝統や文化に根差した特色のある教育活動が行われていることから、改築等を行うに当たっては、各学校にある特色のある教育活動が失われないように配慮することとしております。

68ページでは、特別支援教育、小中連携・一貫教育、ICT教育について、現在の状況や今後の動向を踏まえながら改築等を行うこととしております。

69ページから71ページにかけては、地域の拠点となる学校施設として、一次避難所のあり方、地域開放エリアの拡充、学校施設と他の公共施設の複合化について記載しており、複合化については学童クラブと放課後子ども教室の複合化を基本として進め、他の施設や状況に応じて検討することとしております。

72ページから75ページにかけては、整備スケジュールと整備費用について示しており、老朽化対策の整備費用につきましては、計画期間の平成62（2050）年度までで1,180億円、1校当たりの平均約36.9億円と見込んでおります。

続きまして、76ページをお願いいたします。第5章、各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針では、77ページに記載した目指すべき学校施設を実現するため、78ページから98ページにかけて、学校施設の全体整備方針や建物の配置方針、普通教室や特別教室などの各諸室の整備方針を定めています。

この中で、各諸室の整備方針でのポイントといたしましては、86ページにあります普通教室では、現在ほとんどの小中学校では幅7メートル、奥行9メートルのスペースとなっているところではございますが、計画素案では、机の大きさや通路の幅、車椅子の回転スペース、収納棚の奥行きなどを踏まえ、快適な教育空間を確保するため、小学校では幅8メートル、奥行き9メートル、中学校では幅8メートル、奥行き10メートルとしております。

88ページをご覧ください。特別教室では、図書やインターネットなどのさまざまな媒体

を活用した調べ学習を通じて、子どもたちが主体的、対話的で深い学びができるよう、図書室とコンピュータ室を連携したメディアセンターを新たに設けることとしています。

90ページをご覧ください。管理諸室では、現在新しい教育方法への対応に伴う授業の改善や、いじめや不登校、貧困問題など学校の抱える課題が複雑化、多様化しているため、さまざまなスタッフが学校経営に携わっていることから、チームとしての学校の実現に向け管理職のリーダーシップが発揮しやすく、全ての教職員や事務職員がお互いにコミュニケーションをとれる環境づくりとして、従来の職員室と事務室を一体化した校務センターを新たに設けることとしています。

93ページから94ページでは、特別支援教育の整備方針の基本的な考え方をまとめており、それぞれのスペースのとり方をここで示しております。

95ページから98ページでは、それぞれの諸室についての整備方針を示しておりますが、新たに多目的ルームを整備し、教育活動や地域開放に活用できるよう工夫していくこととしております。

次に、99ページをご覧ください。第6章、継続的運用方針では、100ページから104ページまで、本計画の見直しの考え方や推進対策の整備などについてまとめております。本計画の見直しのサイクルは8年ごととし、その時々々の教育環境や学校施設に求められる機能や役割が反映できるよう、柔軟に計画内容を見直していくこととしております。推進体制については、公共施設マネジメントの考え方を念頭に、市役所内の関係課とも連携をとりながら、老朽化対策を推進することとしております。

102ページから104ページにつきましては、各学校が改築等を進める上で、計画や設計、工事などの考え方や進め方、地域住民の意見聴取の実施、改築工事の実際の配慮事項を示しております。

計画素案の概要の説明は以上でございます。

最後に、今後の予定となりますが、本答申における計画素案を踏まえまして、教育委員会や学校施設老朽化対策特別委員会、学校関係者、地域の方々の意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施し、平成31年度に計画を策定してまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 今、説明いただいた素案でいいますと73ページあたりになりますでしょうか、今後の改修にかかわる費用の見通しという部分です。これは、もちろん教育委員会だけでは形をつくれぬものだと思うのですが、こういう老朽化というのは府中市のみならず、ほかの区市でも似たような状況があちこちで出ていると思うのですが、そういった意味では、小中学校の設置者は区市町村であるとは言いながら、国とか都道府県の補助支援、これがぜひとも必要なのだと思うのです。一般論で結構なのですが、今後大変な費用を投入しなければいけないということを考えた場合、国とか、あるいは都の補助があれば、大体どのような割合での補助があるものなのか、参考に聞かせていただければと思います。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、状況と、具体的に補助の割合についてお願ひします。

○学校施設課長（山田英紀君） まず、学校を今回改築するというので、補助につきましては、国からの補助がございます。こちらは、改築費用の、簡単にご説明しますと3分の1となっておりますが、実際は、この改築費用を出すには、実際のかかった費用、先ほど36.9億円という平均を出させていただいたのですけれども、これは契約上の平均で、今までの統計をとって算出したものでございますが、補助金を計算するには、補助金を計算する特別の単価がございます。この特別に計算する単価と実際の工事費の乖離がありますので、3分の1といっても、実際には3分の1にならない状況がございます。

1つの事例でいきますと、第十小学校で、やはり35億円程度総費用がかかっているということでご説明をさせていただいているのですけれども、実際の2割弱が国の補助金になっているというところでございます。

これは改築を純粹にただけの補助金で、もう1つ国の補助金がありまして、増改築に伴ってさらに規模を大きくする場合、この場合、教室を増やしたりする場合はその部分の面積が増築とみなされますが、これについては増築した面積の費用の部分だけを別に計算して2分の1補助が出ることになっております。これも改築の費用と同様に、やはり建築単価という費用の単価を持っていますので、実際には2分の1にならない状況となります。

以上のことを総合的に判断しますと、なかなか計算しにくいところではあるのですけれども、第十小学校の説明させていただいたところを考えると、国の補助金の金額を試算しますと、大体15%から20%程度が補助金の1つの目安になるのかなと考えております。

また、東京都の補助金は、今のところ改築等、増築等についての補助金はない状況でございます。

○委員（齋藤裕吉君） ありがとうございます。ほかの区や市でこのような老朽化対策、特に学校の建物について、こういう計画を立ち上げ始めているところというのはございませうでしょうか。これは、1つ情報としてお聞きしたいだけです。

○学校施設課長（山田英紀君） 今回、まず、この学校施設改築・長寿命化改修計画、これが5ページです、今回、この計画の策定の背景ということで、中間のところに、国全体において、平成24年12月に発生した笹子トンネルの崩落事故から国がインフラ長寿命化基本計画を策定して、その後、各施設の個別施設計画をたてなさいよという、この一定の流れに沿った計画で個別計画を立てたのは、府中市が少なくとも26市では初めてになるかと思っております。これが、今回の計画の背景でございまして、今、文部科学省は、学校施設、その他のさまざまな公共施設もそうなのですけれども、文科省は平成32（2020）年度までにこの計画を策定しなさいと言われておりますので、府中市が今回この計画に着手するというので、さまざまな自治体から問合せが来ているのですけれども、少なくとも26市では、府中市が初めての計画策定になると考えております。

○委員（齋藤裕吉君） ありがとうございます。今のような質問をしましたのは、ほかの市でもさまざまな知恵を出して工夫しているところも出てくるのかなと思いますので、そういった点で、他市の情報などもぜひ参考にしながら進めていただくとよろしいのかなと、そんな気持ちで質問させていただきました。ありがとうございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。

○委員（崎山 弘君） 69ページあたりに相当しますが、地域と連携して、地域の拠点

となる学校についてということについてお伺いしたいのですけれども、ここに一次避難所の利用を想定した整備について書かれています。私はもしかしたら読み込んでいないかもしれませんが申し訳ないのですけれども、確かに学校というのは避難所になると思います。この文章で読むと非常によくわかるのですが、果たして33校全部が同じでよいのかということです。つまり、隣接する学校があったりします。地域としてこういう防災拠点としてケアしておいても、ある意味ここに特化したものをつくってしまって、隣の学校は、それはある意味違うことに何か利用できるのではないかという気持ちを持つわけです。こういう一次避難所として開放する範囲ということで学校は書かれていますのですけれども、実際今でも学校、例えば体育館が地下にあったり、2階にあったりだとか、ちょっと不適切な部分もあったりします。やっぱりバリアフリー的な発想でいうと車いすで入れるかといったことを考えて、そういうのをつくるならそれなりの設備が必要になると思うのですが、33校全部にそれをやる必要性があるかどうか、私はちょっと疑問に思う点もあるのです。これに関しては、全部の学校が避難所として受け入れることを想定されているのかをお伺いしたいと思います。

○学校施設課長（山田英紀君） こちらの一次避難所の考え方なのですが、先ほども市長部局の関係課と連携をとっており、防災危機管理課とその辺の考え方を取りまとめているところ です。

今おっしゃっていただいた一次避難所としての最低限のあり方としては、ユニバーサルデザインのバリアフリーというのを確実に入れていくということはあると思いますので、そこについては総合的な施設整備等になるのですけれども、実は、水害の場合と地震の場合で、防災計画の中でさまざまな考え方を持っております。そういったものと整合性を図らなければいけないことがありますので、もともとの避難所のあり方がどうあるべきなのかを学校施設課というか、教育委員会が主体的に避難所のあり方を決めることはなかなかできない状況でありますので、今のご質問については、1階につくるとか、2階につくるところについては、必ずこの地域に避難所としてどういうあり方があるのかというのは、1つ1つの学校については、防災危機管理課にヒアリングを行いながら施設整備をしていこうと今現状では考えているところ です。

○教育長（浅沼昭夫君） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（1）について了承ということでよろしいですか。ありがとうございます。



◎郷土の森博物館プラネタリウムの番組及び天文イベントについて

○教育長（浅沼昭夫君） 続きまして、報告・連絡（2）をふるさと文化財課、お願いします。

○ふるさと文化財課長補佐（大川 享君） それでは、ふるさと文化財課から、資料2に基づき、「郷土の森博物館プラネタリウムの番組及び天文イベント」につきましてご報告いたします。

本年5月にリニューアルいたしました郷土の森博物館プラネタリウムですが、12月9日までを放映期間とする秋の番組をご案内させていただきます。資料2の裏面をご覧ください。

初めに、星空の時間「今夜の星空散歩」ですが、この季節に見ごろの銀河や、その日の星

空の楽しみ方など、博物館の専門スタッフによる全編生解説でご覧いただく番組です。

次に、土曜日、日曜日、祝日に投映することもの時間「おじゃる丸 銀河がマロを呼んでいる～ふたりのねがい星～」は、生解説に加えまして、テレビアニメのキャラクター、おじゃる丸が銀河鉄道に乗って旅に出る物語の投映です。家族そろって楽しめる番組です。

最後に、映像の時間「9次元からきた男」ですが、ホラー映画の監督による科学映像の番組です。星空映像とは違った新感覚ドーム映像をプラネタリウムでお楽しみいただけます。

また、プラネタリウムの番組以外にも、資料にございますとおり、星空観望会、太陽観望会など、各種天文イベントも開催いたします。

なお、こちらのチラシにございますが、市内の全小中学校の児童・生徒に配布させていただいております。委員の皆様におかれましては、ぜひ博物館にご来館くださいますようお願いいたします。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） それでは、ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（2）について了承をいたします。



◎「府中市史編さんだより」第6号の発行について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（3）をふるさと文化財課、お願いします。

○市史編纂担当主幹（英 太郎君） それでは、続きまして、市史編さん担当より1件ご報告いたします。資料3をご覧ください。

このたび、府中市史編さんだより第6号を発行いたしました。今回は、巻頭のふちゅう温故知新では、中河原を取り上げました。また、2ページ以降の部会長インタビューでは、「周辺地域との関係性から考える新府中市史」と題し、民俗専門部会長の八木橋伸浩氏のインタビューを掲載しております。以下、5ページは教育委員の皆さんにもご出席をいただきました9月23日の市史編さん講演会の概要、6ページは各専門部会の活動状況、7ページは、中学生に参加していただいて実施した市内の気温観測調査の報告を掲載しております。また、最終の8ページの「はっけん！ふちゅうのひと」には、市史編さん事業に協力をいただいている東京外国語大学文書館の倉方慶明さんへのインタビューを掲載いたしました。

市史編さんだよりは、施設、学校にお送りしているほか、中央及び各地区図書館、博物館、市民活動センタープラッツなどで配布しております。

また、バックナンバーは、ふるさと府中歴史館でお配りしております。

以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） 何かご質問、ご意見ございますか。

○委員（崎山 弘君） ただ私が知らないだけかもしれませんが、こういうものというのは、PDF化してアーカイブみたいな形で、どこかホームページから見られるとか、そういう形にはなっているのでしょうか。

○市史編纂担当主幹（英 太郎君） こちら市史編さんだよりにつきましては、市のホームページの中で、市史編さんの項目で見ただけできるようになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは、報告・連絡（3）について了承をいたします。



◎寄附の採納について

◎第72回府中駅伝競走大会の開催について

○教育長（浅沼昭夫君） 報告・連絡（4）及び（5）をスポーツ振興課、お願いします。

○スポーツ振興課長補佐（青木達也君） それでは、スポーツ振興課より、「寄附の採納」につきまして、お手元の資料4に基づきご報告いたします。

本件につきましては、スポーツの振興に寄与するために寄附されたものでございます。

寄附の採納先は、郷土の森にございます府中市民サッカー場でございます。寄附品は、アルミ製リアカー2台、10万円でございます。寄附者は、府中市サッカー連盟会長、市村忠司様。受領日は、平成30年10月27日でございます。

なお、府中市教育委員会表彰規程第9条の規定によりまして、委員会が適当と認めたときは感謝状を贈呈できることとなっており、取扱い上、10万円相当額以上の寄附を対象としておりますが、寄附者が感謝状受領について辞退のご意向を示しておりますので、贈呈しないことといたします。

引き続きまして、「第72回府中駅伝競走大会」につきまして、お手元の資料5に基づきましてご報告をさせていただきます。

本大会は、まちのにぎわい創出や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に対する機運を盛り上げていくことを目的に、昨年度より市街地にコースを変更して開催しております。今年度につきましても来年の2月11日の祝日に、フォーリス前をスタート地点とした市街地周回コースで開催いたします。なお、折り返し地点や陸上競技場周辺のコース設定、また、距離等に若干の変更がございますが、おおむね昨年度と同様のコースとなっております。

昨年度は416チームという過去最多の申し込みチーム数となり、大変に盛り上がった大会となりましたが、今回もゲストランナーに北京オリンピック4×100メートルリレーのメダリストであります朝原宣治さんをお迎えし、昨年度同様に、にぎわいの創出やオリ・パラ気運醸成につながる活気に溢れた大会にしたいと考えております。

なお、委員の皆様には改めて開会式のご案内をお送りいたしますので、どうぞご臨席をいただきまして、選手に応援をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○教育長（浅沼昭夫君） ただいまの2件につきまして、何かご質問、ご意見ございますか。

○委員（崎山 弘君） 駅伝のほうなのですけれども、今説明の中でも一部コースが変更となったとのことでしたが、どこの部分が変わったのか、もしよければ教えていただきたいです。

実際、去年もこのコースを私は歩いて見て回って、横断しにくいなとか、交通の妨げになっているのではないかなと思うところも何か所かあったので、市民から何か要望とかなかったかどうかも教えていただければと思います。

○スポーツ振興課長補佐（青木達也君） 今回のコース等の変更点でございますけれども、

資料の開催要項の最終ページに会場・競走路コース図がありますので、そちらをご覧くださいながら簡単にご説明ができればと思っております。

まず、折り返し地点が実は変更になってございまして、一番距離の長い一般の部の折り返し地点なのですけれども、今回の図で申しあげますと、左上に、ここは学園通りと府中街道のところなのですが、昨年度はこの府中街道を南に少し行ったところで折り返しをしていたのですけれども、ちょっとその折り返しのところで混雑ですとか、ぶつかったりという状況がございましたので、この学園通りを行きまして、府中街道に当たったところで折り返すような形に変更しております。

それから、大きな変更点といたしましては、陸上競技場内のところなのですけれども、選手が北側から走ってきまして、陸上競技場の北西の門から入りまして、昨年度は一般の部についてはそのまま陸上競技場内のトラックを東に回って、南東の門というのでしょうか、そちらから出まして、中学生の部ですとかは、北西の門から入って南西の門から出ていくという、2ルートをつくっておったのですが、ここはやはりなかなか、案内は設けていたものの、選手が重なって入ってきたりして間違えて違う部のほうを通過してしまったという事象もございましたので、ここを今回は統一して、北西の門から入りまして南東の門から出るような1つの方向に変更したのが大きな変更点となっております。

今、委員さんからご指摘がありました、全体としてやはりコースが狭い部分がございますので、今年もボランティアさん等にもご協力いただきながら、沿道を応援してくださる方と選手が交錯しない形で運営ができればと考えております。安全対策といった意味では、万全を期したいと考えてございます。

○委員（崎山 弘君） よくわかりました。ありがとうございました。

たしか去年もそうだったのですが、中学生の折り返し地点が違いますよね、手前ですよ。ここで中学生が間違っ行ってしまったというのが何件かいたような気がするのです、たしかここはすごく混むのですよね。特に、初めのうちはいいけれども、だんだんばらばらになってくると、一般も来るし、中学生も来るし、立て続けにくると、「中学生、ここで折り返し」とか言っているのですけれども、何かそこら辺がもう少しうまくできないかなと思う点もありましたので、この折り返し地点でかなり配慮が必要なのかなと思います。今年はぜひよろしく願います。

○教育長（浅沼昭夫君） ご意見をいただいたということで、よろしいですか。

○委員（那須雅美君） では、崎山委員の話に加えてですけれども、昨年度、私もコースを崎山先生と一緒に歩いたのですけれども、中学生の折り返し地点よりも少し南に下がったところ、農工大の西側ですね、かくっと曲がった、ここが歩行者とランナーがすごく交錯していたところだという記憶があります。指示をされる方もどのタイミングで歩行者をとめていいのか、ランナーを優先するのか、ちょっと把握をされていない感じで混乱が起きていた感じがしました。その地点についてはコースが変わっていないようですので、コースの案内をされる方に対しての指示とかを丁寧にしていただけたらと思います。よろしく願います。

○スポーツ振興課長補佐（青木達也君） ご指摘ありがとうございます。昨年度初めてこの市街地コースを使って開催させていただいた部分もございまして、至らない点も多々あった

かと思っております。ただ、去年1回やっておりますので、そのときに得た教訓もございましたので、そういった点、安全配慮といった部分については重点的に対策をとって、選手の皆さんも、応援して下さる方も喜んでいただけるような大会にしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（浅沼昭夫君） よろしいですか。

それでは、報告・連絡（4）及び（5）について了承いたします。



◎その他

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第5、その他でございますけれども、何かございますか。よろしいですか。



◎教育長報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第6、教育長報告に移ります。

活動状況につきましては、別紙の平成30年第11回教育委員会定例会活動報告書のとおりでございます。なお、この報告書は平成30年10月13日から平成30年11月9日までの活動内容となっております。

先月ご報告しましたとおり、崎山委員が委員として11年以上在職し、地方教育行政において特に顕著な功績のあるものとして地方教育行政功労者表彰に選ばれました。表彰状と記念品が届いておりますので、少々の時間をいただきまして、大変僭越ですが、私から伝達させていただきます。

（表彰状と記念品の授与）

○教育長（浅沼昭夫君） 私からは特にございません。以上になります。



◎教育委員報告

○教育長（浅沼昭夫君） 日程第7、教育委員報告に移ります。活動状況につきましては別紙のとおりでございます。

まず、崎山委員、教育委員報告と合わせて、表彰につきまして一言だけありましたらありがたく存じます。

○委員（崎山 弘君） 承知いたしました。

まずは、このたびの地方教育行政功労者表彰につきまして、浅沼教育長を始め、教育委員の皆様並びに教育委員会事務局の皆様に対して御礼申し上げます。2006年に教育委員を拝命し、地方教育行政に関しては全く素人の私が府中市の教育委員会で11年間仕事を続けることができたのは、ひとえに支えていただいた皆様のおかげです。府中市の教育について、その中立性、継続性、地域住民の意向の反映に少しでもお役に立てたようなら幸いです。

小児科医としても校長先生方を始めとして、学校の教職員の方々と触れ合う機会が多かったことも大変勉強になりました。特に、ここ10年ほどの特別支援教育のあり方の変化は、疾病や身体の特性ゆえに社会生活上で心身の不自由さを感じている子どもたちをどのように支援するのかという問題を考えるにあたり、幅広い視野を与えていただいたと感謝する次第です。

また、生涯学習の分野でも、図書館、美術館、博物館などの文化施設、古墳や掩体壕などの史跡、数々の行事などを通して、人は生きている限り勉強を続けて、社会に発信してかわっていくことが社会で生きていることなのだと実感いたしました。

私が本職としている小児科医という仕事は、大人になってしまえば対象外という心の狭い職種ではありますが、人の一生涯の中の子どもたちという当たり前のことを再確認いたしました。

今後、府中市の教育について貢献できればと願っております。どうも皆様、ありがとうございました。

さて、長々とお話をしたので、報告については短く、1件だけといたします。

実は、私、保護司もしているのですが、昨日、11月14日、府中地区保護司会の研修で、府中市学校給食センターの見学をしてまいりました。見学コースを1周した後、見学コースに含まれていない御飯を炊く炊飯施設や給食を各学校に運搬の様子などについて15分ほどの映像による紹介があるのですが、この映像資料がとてもよくできていて、途中で数字で見る学校給食というクイズもあり、大人が見ても、子どもが見ても楽しくためになる映像資料でした。

また、給食の試食もいただきました。メインのメニューはあんかけ肉団子だったのですが、今回初めてアレルギー対応の除去食もいただきました。肉団子のつなぎとして使われている卵を抜いてつくられた肉団子でした。味や触感は通常の肉団子と全く一緒でした。なぜつなぎの卵がなくても触感が一緒になるかということ、肉団子の粘りが出るようにつなぎの卵がない部分、アレルギー対応食の肉団子は長時間かけて具材をよく練っているという話を伺いました。1つ1つ手間をかけて、美味しい給食がつけられていることがよくわかりました。

案内していただいた後藤栄養士、夏目栄養教諭、今回は特別にわざわざアレルギー食をご用意いただいた篠塚調理員に感謝いたします。

私からは以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。続きまして、齋藤委員、お願いします。

○委員（齋藤裕吉君） この間の私の活動状況は別紙のとおりでございますけれども、先ほどの学校施設課の報告にありました学校施設老朽化対策にかかわって、いろいろと考えることがありましたのでお話をさせていただきます。

まず、11月1日に教育委員会訪問ということで二中と十小を訪問したわけですが、特に十小については新築後7年なので、市内の小中学校の中では最も新しい校舎でありまして、新築後どのような具合があるかという興味を持って視察をさせていただきました。

校舎内はとてもよい感じで、子どもたちも生き生きしているように見えました。しかし、副校長先生の説明などを聞いておりますと、いろいろと工夫や対策の必要な部分もあることがわかりました。例えば、階段の踊り場に衝突防止のミラーが必要であるとか、階段の上の吹き抜け部分に転落防止の囲いが必要であるとか、学校の要望で後で取り付けした掲示板とか、校庭の地面の傾斜がうまくなくて雨が降りますと具合の悪いことになるとか、さまざまな指摘がありました。その意見につきましては、ぜひ、市全体の改築計画等にかけるように発言をしてもらいたいと思いましたが、そのようにお願いもいたしました。

また、昨日は第八小学校で行われました未来の学校づくりワークショップの様子を参観い

たしました。ほかの委員さんからも発言があるかとは思いますが、私なりの感想を述べさせていただきます。

6年児童に4年、5年の児童も加わって、4つのグループになって、八小の好きな場所を選んで、それをもっとよくする方法を話し合い、発表するというものでした。子どもたちが選んだ場所は、図書室やパソコン室、音楽室など、市全体のアンケート調査の結果にも対応するような場所でしたけれども、八小の場合、芝生の校庭や学校の田や畑を挙げているグループがありました。八小の特色や魅力を子どもたちがしっかり捉えていることがわかったような気がいたしました。

限られた時間の中でのワークショップでしたが、話し合えば合うほど子どもたちのアイデアがいろいろ飛び出して、熱を帯びていく感じでした。私はその様子を見ながら、府中市の歌の1節を思い浮かべました。「おお さわやかに ゆたかに進む 建設のひびき」という部分です。先ほどの説明にもありましたように、これからの府中市の学校施設は、今後数十年にわたって改築・長寿命化改修が進んでいくことだと思いますけれども、子どもたちや学校関係者、地域の人々の声を上手に受けとめながら、わくわくした気持ちでこの大きな事業を豊かに進めていければいいなと思った次第でございます。

以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。続きまして、那須委員、お願いします。

○委員（那須雅美君） 10月24日、小中連携の日の報告をいたします。

当日は六小の授業を参観し、連携校の新町小学校、五中を含めた分科会では、外国語・英語部会の協議の様子を拝見いたしました。

六小は英語専科の先生が配置されており、英語専科の教員がない新町小の先生は「英語専科の先生の指導方法がとても参考になる」とおっしゃっていたこと、また、五中の先生が「アルファベットを書くことがままならない生徒が多い場合、その指導に時間をとられて苦労するが、この日、4年生の授業で行われていたような活字体の小文字とその読み方にしっかり小学校で取り組んでもらえれば、中学校で指導する内容が広がると感じる」とおっしゃっていたことなど、今年度から第4段階の実践をもとにカリキュラムを改善する段階に入っている小中連携のよさを実感できました。

また、英語専科の先生に教わった児童とそうではない児童が同じ中学校に進学した時点で、学習の進度に差が生じないか危惧される発言もあったのですが、3校でしっかり連携をとることで、そのように感じておられる先生の不安感が軽減されるものであるとも感じました。

学習内容にとどまらず、備品や教材についても意見を交わされていましたが、より効果的な指導に結びつけるために、ましてや新学習指導要領で新たに加わった内容を教えるためには、使い勝手のいい教材や備品を見つけることは容易ではないなという印象を受けました。そこで、市内全校の備品購入を取りまとめている市の担当課において、各校の購入の参考になるように、同じ用途でほかの学校が既に購入している型式の情報を全校に流すことなどはできないのでしょうか。

公費が適正に使われているかを調べることは大切なことですが、学校が購入申請してきたものの中から購入不適格なものを指摘するばかりではなく、学校を支援するために、業務で工夫できることはないかを常に考える意識を教育委員会事務局のおひとりおひとりに持つ

ていただけるようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。それでは、続きまして、松田委員、お願いします。

○委員（松田 努君） 私から2点報告します。

11月1日、教育委員会訪問では、二中と十小を訪問させていただきました。先ほど齋藤委員からも報告がありましたように、少し使い勝手がよくないつくりになっているところがありましたので、今後計画している老朽化対策にいかせるのではないかなと感じました。

もう1点は、11月3日、小学校タグラグビー大会フォーリスカップがよい天気のもと開催されました。500名を超える子どもたちが参加して、とても元気よく楽しそうに競技をしていました。私がかかわっている女子ラグビーチームの選手もタッチジャッチのお手伝いで参加し、大会を盛り上げることに少しでも貢献できてよかったなと思います。

今回は17小学校が参加したということですが、私のひそかな野望は、22小学校全部が参加する大会になることですので、今回は土曜日学校があったところもあったようですけれども、また来年多くの子どもたちに参加してほしいなと感じます。

以上です。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。

それでは、これで平成30年第11回府中市教育委員会定例会を閉会といたします。



午後3時00分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

平成31年2月21日

府中市教育委員会教育長

浅沼 昭夫

府中市教育委員会委員

那須 雅美